

Society 5.0 においてトラストを確保するために

Thought Leadership ニュースレター

2024年8月28日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

[角田 龍哉](#)

t.tsunoda@nishimura.com

[松下 外](#)

g.matsushita@nishimura.com

[水井 大](#)

d.mizui@nishimura.com

1. Society 5.0 とトラスト

Society 5.0 は「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である。第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）以降、我が国において目標とされている、いかなればデジタル技術を活用することで創り上げる社会のコンセプトである。我が国における企業も、急速な技術進展と海外動向に即応した各政策等によって（現時点での各施策の普及状況には濃淡があるものの）Society 5.0 へ転換する過程にあり、産業構造それ自体が変化し、今後も変化し続けていくことが予想される。

そうした変化の目まぐるしい時代にあっては、それに即応してあるべき企業経営のガバナンス体制もまたアジャイルに変容するし、変容すべきともいえる。一方、そのような変化が迫られる中でも、一貫して、以下でみるヒト（2.）、モノカネ（3.）、AI を念頭においたデータ（情報）（4.）のそれぞれについて、プライバシー・セキュリティ・知的財産権等に関する信頼性・透明性を確保した状態、すなわち「トラスト」がキーワードになるものとする。

2. ヒト（人）のトラスト

昨今ではデジタルオンラインサービスが一般化しつつあるが、デジタルオンラインサービス上では、対面でサービス利用者が「本人であること」が確認できない状況に置かれるため、そのような中でも、本人性が適切に担保されるための、デジタル ID（アイデンティティ）が重要である。そこで堅牢な本人確認（身元確認及び本人認証）の基礎となる公的なインフラストラクチャの制度整備は民間企業・行政当局を問わず喫緊の課題であった。既に、海外では、米国におけるモバイル運転免許証（mDL）、EU における EU Digital Identity Wallet、シンガポールにおける Singpass Mobile、インドにおける Aadhaar（India Stack）等の本人確認のインフラストラクチャの整備が進んできた。我が国でも漸く、2023年6月にデジタル庁が公表した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（54頁）を受け、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化されるとともに、2024年6月にはデジタル庁からデジタル認証アプリもリリースされている。こうした本人確認のインフラストラクチャの制度整備によって、トラストを確保したデジタルオンラインサービスの発展、ひいては Society 5.0 の実現に向けた社会基盤も整備されつつある。

こうしたデジタル ID の制度整備により、今後更なる発展が期待されるもののひとつに、例えばデジタル空間の発展系ともいえるべきメタバースが挙げられる。これによりデジタル社会が無数に存在することとなり、生活、創作、コンテンツの共有のみならず、ビジネスの運営・顧客との取引・労働環境そのもの（以下でみ

る商流・金流)がデジタル空間で直接に生み出される。既に EU では、2023 年 7 月 11 日に発表された欧州委員会の声明で「Web 4.0」「Virtual Worlds」と概念を整理し、デジタル ID の整備をはじめとした法的な基盤のもとリードを試みている。

3. モノ（商流）・カネ（金流）のトラスト

冒頭に掲げたような、Society 5.0 の実現のためには、フィジカル空間のデジタル空間への接続、すなわち物理的な活動のデジタル化 (DX) が前提となる。産業の DX の文脈では、ヒトだけでなくモノのデジタル化 (人流・物流の DX)、契約から決済に至る取引のデジタル化 (商流・金流の DX) が有機的一体に必要となり、その要として、業界横断的なデータ連携基盤プラットフォームの重要性が増す。

我が国では、企業や業界、国境を跨ぐ横断的なデータ連携基盤に関する一連の取組み (イニシアチブ) として経済産業省により「Ouranos Ecosystem (ウラノス・エコシステム)」が進められている。海外に目を向けると、例えば EU では、2020 年 2 月に公表された欧州データ戦略において、より多くのデータを利用可能にした上で、信頼して共同利用し、そして技術的に再利用しやすくする必要性が唱えられ、その手段として戦略的セクターや公共性の高い領域における「欧州データスペース」の構築が進められている。ドイツ・フランス政府が官民プロジェクトとして 2019 年に立ち上げた、中央サーバを介さない自律分散型の企業間データ連携基盤構想である「GAIA-X」も注目を集めており、特に自動車分野を中心としたサプライチェーン上の企業間データ連携基盤として「Catena-X」が立ち上がっている。業界横断的なデータ連携基盤プラットフォームの我が国における企業による実装、さらには国際間での相互連携が進めば (2024 年 4 月 30 日に開催された「日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合の共同声明」第 2 項)、現実世界と結びついたサプライチェーンやバリューチェーンに関するプロセスへの信頼性・透明性が高いデータが集約されることが期待される。

このようなデータ連携基盤プラットフォームを十全に機能させるためには、その運営主体やそこで取り扱われるデータに関するトラストを如何にして担保するかが重要な課題となる。データ連携基盤におけるトラストに関しては、経済産業省は、2024 年 6 月、EV 用蓄電池のサプライチェーン上のデータ連携をユースケースとした上で法的な観点から論点を整理した「データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理」を公開しており、議論が積み重ねられている。また、行き交うデータ自体のトラストを確保する仕組みも、重要性がより一層高まるだろう。データ駆動社会のバックエンドにおける発行元を証明し、またデータに改ざんがないことを証明することで、データ自体にもトラストを付与・確保する「e シール」の取組みに関して、総務省「e シールに係る検討会」から 2024 年 1 月に「e シールに係る検討会 中間取りまとめ」が公表されている。さらに、個人データ・産業データについて、有志国間での国境を越えた場合も、信頼性のあるデータの自由な移転 (Data Free Flow with Trust/DFFT) を確保しようとする取組みも、我が国に留まらないグローバルなデータ駆動社会、ひいては AI の利活用の一翼を担う。

4. AI を念頭においたデータ (情報) のトラスト

以上のようにトラストが確保された状態で、(グローバルな) ヒト・モノ・カネの取引そのものやそれによるあらゆる「データ」(情報) がデジタル空間に移行する。そうすれば、質・量の担保されたデータがデジタル空間に集積・解析・流通する。質・量ともに担保されたデータは AI の学習用データセットとして利活用が可能となり、こうして充実したデータによってさらに高度化した AI は、フィジカル空間へアウトプットをフィードバックし、これを繰り返す。

このようなフィジカル空間とデジタル空間でデータが循環する様は「データ駆動社会」とも呼ばれる。Society 5.0 ないしデータ駆動社会では、現在よりさらに、高性能な AI が登場するであろう反面、現時点で予測しえないリスクが顕在化する可能性もある。だからこそ、2024 年 4 月 19 日に総務省及び経済産業省から公表された「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」は、AI の活用にあたって AI のバリューチェーンに連なる者が対応すべき事項を整理し、それらをアジャイルに見直すべきとする「アジャイル・ガバナンス」が AI ガバナンスの本質と説明する。

我が国の AI 事業者ガイドラインに法的拘束力がないとしても AI の活用にあたって対応の必要がないというものではなく、また、AI の活用は国境をこえた事例も多くみられるためグローバルな規制環境への目配せも忘れてはならない。例えば EU では、2024 年 7 月 12 日に AI Act が官報に掲載され、同年 8 月 1 日に発効した。AI Act の多くのルールは 2026 年 8 月 2 日より適用が開始されるが、早々に自社の AI システムの開発・利用等が AI Act の適用を受け得るか、自社に関係する AI システムが禁止・高リスク・低リスク・僅少リスクの 4 分類のいずれに該当するかを判定し、リスクに応じて必要な措置を講じていく必要がある。

5. おわりに

従前のデジタル化では、例えば脱ハンコの取り組みに代表されるように、アナログからデジタル化すること自体に重点がおかれていた。ところが現在では、あらゆるものがデジタル化した状態が一般化しつつあり、そのような状況を前提として各種の施策が行われている。本稿は、ごく一部であるものの、政府による制度整備や海外動向について、トラストの観点から整理を試みた。それぞれの施策が有機的に関連していることの一部がご理解いただけたのではないだろうか。

デジタル時代では、新しい技術が登場する度、それによるリスクの有無・内容等を踏まえ自社でそれを用いるべきか否か、経営判断を求められることが往々にあるほか、必ずしも法令自体が存在しない領域、制度の浸透がなかなか進まない領域、法令違反の有無が判断しがたい領域が存することも少なくなく、十分な材料がないまま判断を迫られることもある。もっとも新しい技術のトレンドに踊らされ、顧客本位という本来の目的を見失ったり、足下では法令等がなく強制的契機がないことを免罪符にして、産業構造の変化に気づかず対応できない/対応しようとししないのでは本末転倒であり、企業経営における十分な責任を果たしていないとの誹りを免れない事態も考えられる。

明確な道しるべがない状況では、リスクに応じた各種のトラストを確保することで、短期的のみならず中長期的な視点から、リスクを受容可能な程度に低減したり、リスク対応の方針を示したりする姿勢こそが、新たな技術を用いた企業活動のキードライバーとなるだろう。また、トラストの確保を視野に入れた企業対応は、真に自社のサービスを必要とする顧客の維持・拡大、さらには企業経営の意思決定に至る判断過程や判断内容の合理性を示すことにつながり善管注意義務に係る懸念の低減にも貢献するものと考えられる。

トラストを確保した企業経営のため、法務機能は今まで以上に羅針盤としての力を発揮することが期待されるとともに、我々としても法律事務所として不断の取り組みを行っていきたい。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com